



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例（行政管理課） 2
- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課） 2
- 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（デジタル社会推進課） 3
- 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（スポーツ振興課） 5
- 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例（港湾課） 16
- 沖縄県警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課） 31

規 則

- 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（デジタル社会推進課） 32
- 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（スポーツ振興課） 34
- 沖縄県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則（港湾課） 35

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例（条例第42号）

- 1 地域再生法（平成17年法律第24号）の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理することとした。（第1条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例（条例第43号）

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号）により地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理することとした。（附則第20条の2関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（条例第44号）

- 1 準法定事務と重複する独自利用事務を廃止することとした。（別表第1関係）
- 2 準法定事務の処理に係る特定個人情報の利用及び提供に関する規定を整備することとした。（別表第2及び別表第3関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。（第2条関係）
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第45号）

- 1 題名を「沖縄県スポーツ施設の設置及び管理に関する条例」に改めることとした。
- 2 条例の対象となる施設に自転車競技場を加えることとした。（第2条関係）
- 3 自転車競技場の開場時間及び利用料金の基準額を定めることとした。（別表第1及び別表第2関係）
- 4 奥武山陸上競技場、奥武山補助競技場、奥武山庭球場、奥武山水泳プール、武道館、奥武山弓道場、糸満球技場及びライフル射撃場の利用料金の基準額を改めることとした。（別表第2関係）

- 5 奥武山陸上競技場、奥武山水泳プール、武道館及び奥武山弓道場の一部について、施設設備の利用料金、用具の利用料金及び冷房利用料金の基準額を定めることとした。(別表第2関係)
- 6 その他所要の改正を行うこととした。(第1条、第3条、第4条、第6条、第8条、第9条及び第19条関係)
- 7 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 8 指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができることとした。(附則第2項)
- 9 この条例の施行に伴い、沖縄県都市公園条例(昭和52年沖縄県条例第41号)の一部を改正することとした。(附則第3項)

○ 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例(条例第46号)

- 1 宜野湾港マリーナ及び与那原マリーナの使用料の額を改めることとした。(別表第5及び別表第6関係)
- 2 宜野湾港マリーナの船台使用料(ボート用特大型)及び船台置場使用料の徴収根拠を定めることとした。(別表第5関係)
- 3 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)
- 5 宜野湾港マリーナにおいて、1艇で2区画を使用する船舶に係る使用料の特例を定めることとした。(附則第3項)

○ 沖縄県警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例(条例第47号)

- 1 警察官及び交通巡視員に対する被服の支給に係る規定を整備することとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

条 例

沖縄県ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第42号

沖縄県ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例

沖縄県ふるさと寄附金基金条例(令和5年沖縄県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条の2」を「第13条の3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第43号

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第20条の2第1項ただし書中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第44号

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

別表第1中1の項から4の項までを削り、5の項を1の項とし、6の項を2の項とし、7の項から9の項までを削り、10の項を3の項とする。

別表第2の1の項中「高等学校等又は高等学校専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学給付金の支給に関する事務」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定め

る命令（令和 6 年デジタル庁・総務省令第 8 号。以下「準法定事務等を定める命令」という。）本則の表第 8 の項の下欄に掲げる事務及び第 9 の項の下欄に掲げる事務」に改め、「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加え、同表 2 の項中「高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 3 条第 1 項に規定する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務」を「準法定事務等を定める命令本則の表第 7 の項の下欄に掲げる事務」に改め、「による」の前に「（平成22年法律第18号）」を加え、同表 4 の項中「生活保護法の規定に準じて外国人に対し行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」を「準法定事務等を定める命令本則の表第 1 の項の下欄に掲げる事務」に改め、同表 8 の項中「高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 3 条第 1 項に規定する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務」を「準法定事務等を定める命令本則の表第 7 の項の下欄に掲げる事務」に改め、同表 9 の項中「、高等学校等」を「、高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 2 条に規定する高等学校等をいう。）」に改める。

別表第 3 の 1 の項中「高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 3 条第 1 項に規定する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務」を「準法定事務等を定める命令本則の表第 7 の項の下欄に掲げる事務」に改め、同表 3 の項中「生活保護法の規定に準じて外国人に対し行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」を「準法定事務等を定める命令本則の表第 1 の項の下欄に掲げる事務」に改め、同表 5 の項中「高等学校等又は高等学校専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学給付金の支給に関する事務」を「準法定事務等を定める命令本則の表第 8 の項の下欄に掲げる事務及び第 9 の項の下欄に掲げる事務」に改め、同表 6 の項中「高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 3 条第 1 項に規定する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務」を「準法定事務等を定める命令本則の表第 7 の項の下欄に掲げる事務」に改め、同表 7 の項中「高等学校の専攻科の生徒に対する専攻科修学支援金の支給に関する事務」を「準法定事務等を定める命令本則の表第11の項の下欄に掲げる事務」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第45号

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県スポーツ施設の設置及び管理に関する条例

第 1 条中「奥武山総合運動場」を「次条に規定する沖縄県スポーツ施設」に改める。

第 2 条第 1 項中「奥武山総合運動場」を「沖縄県スポーツ施設」に改め、同条第 2 項の表以外の部分中「奥武山総合運動場の体育施設（以下「体育施設」という。）」を「沖縄県スポーツ施設のスポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）」に、「次」を「次の表」に改め、同項の表に次のように加える。

自転車競技場	北中城村字渡口2116番地
--------	---------------

第 3 条（見出しを含む。）並びに第 4 条第 3 号及び第 4 号中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第 6 条第 1 項中「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、同項第 4 号中「奥武山総合運動場」を「沖縄県スポーツ施設」に改め、同条第 2 項中「奥武山公園及び奥武山総合運動場指定管理者制度運用委員会」を「奥武山公園及びスポーツ施設指定管理者制度運用委員会」に改める。

第 8 条第 1 項及び第 9 条中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第19条中「奥武山総合運動場」を「沖縄県スポーツ施設」に改める。

別表第 1 の表中

「奥武山水泳プール	4月29日から10月31日まで 午前9時から午後9時まで	を
-----------	------------------------------	---

奥武山水泳プール	4月29日から10月31日まで 午前9時から午後9時まで	に
自転車競技場	午前9時から午後7時（5月1日から8月31日までの間は、午後8時）まで	

改める。

別表第2第1項第1号の表中

2,730円	2,730円	5,500円	810円	を
5,500円	5,500円	11,000円	1,630円	
2,750円	2,750円	5,500円	810円	

4,090円	4,090円	8,180円	1,210円	に、
8,250円	8,250円	16,500円	2,440円	
4,120円	4,120円	8,240円	1,210円	

11,000円	11,000円
---------	---------

22,000円	3,300円	を	16,500円	16,500円	33,000円	4,950円	に改め、
---------	--------	---	---------	---------	---------	--------	------

同項第2号の表中「40円」を「60円」に、「400円」を「600円」に、「80円」を「120円」に、「800円」を「1,200円」に、

	200人以上の場合	1人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間又は回数券の区分に応じた基準額に10分の7を乗じて得た額	を
利用者が利用	児童・生徒	1人1回につき30円	

の際、屋外照明を点灯している場合の加算額	一般・学生	1 人 1 回につき60円
	高齢者	1 人 1 回につき30円

「	200人以上の場合	1 人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間又は回数券の区分に応じた基準額に10分の7を乗じて得た額	」

改め、同項第3号の表を次のように改める。

区分	基準額			
	9 時～13 時	13 時～17 時	9 時～17 時	時間外（1 時間につき）
場内放送装置	1,650円	1,650円	3,300円	790円

別表第2第1項第4号の表を次のように改める。

種類	基準額（1 回につき）
棒高跳用一式	150円
走高跳用一式	150円
決勝審判台	150円
着地測定器	150円
移動障害物一式	150円
サッカーゴール一式	100円
上記以外のもの 1 点につき	60円

「

別表第 2 第 2 項の表中

620円	620円	1, 250円	170円
1, 250円	1, 250円	2, 500円	340円
620円	620円	1, 250円	170円

を

「

930円	930円	1, 860円	250円
1, 870円	1, 870円	3, 740円	510円
930円	930円	1, 860円	250円

」

に、「2, 510円」を「3, 760円」に、「5, 0

40円」を「7, 520円」に、「750円」を「1, 120円」に改め、別表第 2 第 3 項第 1 号の表中

「

700円	700円	1, 410円	180円
1, 460円	1, 460円	2, 930円	390円
730円	730円	1, 460円	190円

」

を

「

1, 050円	1, 050円	2, 100円
2, 190円	2, 190円	4, 380円
1, 090円	1, 090円	2, 180円

」

270円

580円

280円

に改め、同項第 2 号の表中「160円」を「240円」に、「180円」を「270円」

に、「340円」を「510円」に、「390円」を「580円」に、「170円」を「250円」に、「190円」を「280円」に改め、同項第 3 号の表中「650円」を「970円」に、「1, 310円」を

「1, 940円」に、

310円

を

460円

に、「260円」を「390円」に、「530円」

を「780円」に、「125円」を「180円」に、「20円」を「30円」に、「40円」を「60円」に、「160円」を「240円」に改め、別表第 2 第 4 項第 1 号の表中「460円」を「690円」に、「930円」を「1, 390円」に、「990円」を「1, 480円」に、「2, 000円」を「3, 000円」に改

め、同項第2号の表中「100円」を「150円」に、「1,000円」を「1,500円」に、「200円」を「300円」に、「2,000円」を「3,000円」に改め、同項第3号の表中

場内放送装置	1, 100円	1, 100円	2, 200円	530円
会議室	530円	530円	1, 100円	530円

を

場内放送装置	1,650円	1,650円	3,300円	790円
会議室	790円	790円	1,580円	790円
記録室	790円	790円	1,580円	790円
トレーニング室	930円	930円	1,860円	930円
屋外照明（25メートルプール）	1時間につき720円			
屋外照明（50メートルプール）	1時間につき1,440円			

に

改め、同項に次の 2 号を加える。

(4) 用具の利用料金

種類	基準額（１回につき）
競泳用コースロープ 9 本（50メートルプール用）	2,420円
競泳用タイムシステム一式（25メートルプール用）	6,820円
競泳用タイムシステム一式（50メートルプール用）	17,030円

(5) 冷房利用料金

区分	基準額（１時間につき）
会議室	280円

記録室	280円
トレーニング室	330円

別表第2第5項第1号アの表中「15,150円」を「22,720円」に、「30,320円」を「45,440円」に、「4,150円」を「6,220円」に、「18,490円」を「27,730円」に、「36,990円」を「55,460円」に、「5,070円」を「7,600円」に、「25,150円」を「37,720円」に、「50,320円」を「75,440円」に、「6,900円」を「10,350円」に、「104,180円」を「156,270円」に、「208,370円」を「312,540円」に、「28,640円」を「42,960円」に改め、同号イの表中「4,110円」を「6,160円」に、「8,230円」を「12,320円」に、「1,130円」を「1,690円」に、「3,570円」を「5,350円」に、「7,160円」を「10,700円」に、「970円」を「1,450円」に、「1,630円」を「2,440円」に、「3,300円」を「4,880円」に、「550円」を「820円」に、「610円」を「910円」に、「1,240円」を「1,820円」に、

「

200円

」を「

300円

」に、「5,220円」を「7,830円」に、「10,460円」を

「15,660円」に、「1,420円」を「2,130円」に、「5,430円」を「8,140円」に、「10,890円」を「16,280円」に、「1,480円」を「2,220円」に、「2,200円」を「3,300円」に、

「4,400円」を「6,600円」に、「

700円

」を「

1,050円

」に、「820円」を「1,

230円」に、「1,650円」を「2,460円」に、「260円」を「390円」に、「6,410円」を「9,610円」に、「12,840円」を「19,220円」に、「3,520円」を「5,280円」に、「26,700円」を「40,050円」に、「53,420円」を「80,100円」に、「7,330円」を「10,990円」に改め、同項第2号の表中「90円」を「130円」に、「900円」を「1,350円」に、「160円」を「240円」に、「1,600円」を「2,400円」に改め、同項第3号アの表中「12,440円」を「18,660円」に、「24,910円」を「37,320円」に、「3,410円」を「5,110円」に、「1,230円」を「1,840円」に、「2,470円」を「3,680円」に、「600円」を「900円」に、「11,340円」を「17,010円」に、「22,710円」を「34,020円」に、「3,110円」を「4,660円」に、

「

役員室	310円	310円	650円	100円
-----	------	------	------	------

」を

控室	310円	310円	650円	100円
----	------	------	------	------

役員室	460円	460円	920円	150円
控室	460円	460円	920円	150円
照明設備	全点灯 1 時間につき 3,720円			
	4 分の 3 点灯 1 時間につき 2,820円			
	2 分の 1 点灯 1 時間につき 1,620円			
	4 分の 1 点灯 1 時間につき 1,140円			

改め、同号イの表中「1,230円」を「1,840円」に、「2,470円」を「3,680円」に、「600円」を「900円」に、「580円」を「870円」に、「1,180円」を「1,740円」に、「160円」を「240円」に、

修養室	310円	310円	650円	100円
役員室（相撲場）	310円	310円	650円	100円

修養室	460円	460円	920円	150円
役員室（相撲場）	460円	460円	920円	150円
師範室	130円	130円	260円	40円
照明設備（第一錬成道場）	全点灯 1 時間につき 1,050円			
	4 分の 3 点灯 1 時間につき 690円			
	2 分の 1 点灯 1 時間につき 510円			
	4 分の 1 点灯 1 時間につき 270円			

照明設備（第二錬成道場）	全点灯 1 時間につき1,500円	に
	4 分の 3 点灯 1 時間につき1,050円	
	2 分の 1 点灯 1 時間につき750円	
	4 分の 1 点灯 1 時間につき450円	
照明設備（第三錬成道場）	全点灯 1 時間につき1,500円	に
	4 分の 3 点灯 1 時間につき1,080円	
	2 分の 1 点灯 1 時間につき720円	
	4 分の 1 点灯 1 時間につき360円	
屋外照明（クライミングウォール（リード））	1 時間につき180円	に
屋外照明（クライミングウォール（ボルタリング））	1 時間につき120円	

改め、同項第 4 号の表を次のように改める。

種類	基準額（1 回につき）
電光表示装置一式	790円
ハンドボールゴール一式	310円
移動式バスケット台一式	310円
バドミントン用支柱一式	150円
卓球台一式	150円
バレーボール用支柱一式	150円

長机 1 台	70円
椅子 1 脚	10円

別表第 2 第 5 項第 5 号中「（専用利用の場合）」を削り、同号アの表中「12,220円」を「18,330円」に、「100円」を「150円」に改め、同号イの表中「1,750円」を「2,620円」に、「550円」を「820円」に、「160円」を「240円」に、「220円」を「330円」に、「100円」を「150円」に改め、同表に次のように加える。

師範室	40円
-----	-----

別表第 2 第 6 項を次のように改める。

6 奥武山弓道場

(1) 専用利用の利用料金

区分		基準額			
		9 時～13 時	13 時～17 時	9 時～17 時	時間外（1 時間につき）
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	3,690円	3,690円	7,380円	1,240円
	一般・学生	4,950円	4,950円	9,900円	1,860円
	高齢者	3,690円	3,690円	7,380円	1,240円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額			

(2) 個人練習の利用料金

区分	基準額	
	9 時～17 時	時間外

児童・生徒	1 人 2 時間につき80円 回数券（11枚）800円	1 人 1 時間につき60円 回数券（11枚）600円
一般・学生	1 人 2 時間につき170円 回数券（11枚）1,700円	1 人 1 時間につき120円 回数券（11枚）1,200円
高齢者	1 人 2 時間につき80円 回数券（11枚）800円	1 人 1 時間につき60円 回数券（11枚）600円

(3) 施設設備の利用料金

種類	基準額			
	9 時～13 時	13 時～17 時	9 時～17 時	時間外（1 時間につき）
ミーティング室	190円	190円	380円	190円
審判控室	100円	100円	200円	100円
屋外照明（遠的場）	1 時間につき300円			
屋外照明（近的場）	1 時間につき90円			

(4) 冷房利用料金

区分	基準額（1 時間につき）
ミーティング室	70円
審判控室	40円

別表第 2 第 7 項第 1 号の表中

620円	620円	1,250円	170円
1,250円	1,250円	2,500円	340円
620円	620円	1,250円	170円

を

930円	930円	1,860円	250円
1,870円	1,870円	3,740円	510円
930円	930円	1,860円	250円

に、「2,510円」を「3,760円」に、「5,0

40円」を「7,520円」に、「750円」を「1,120円」に改め、同項第3号の表中「260円」を「390円」に、「530円」を「780円」に、「100円」を「150円」に、「20円」を「30円」に改め、別表第2第8項第1号の表中「8,730円」を「13,090円」に、「17,480円」を「26,220円」に改め、同項第2号の表中「220円」を「330円」に、「2,200円」を「3,300円」に、「11,000円」を「16,500円」に、「450円」を「670円」に、「4,500円」を「6,750円」に、「22,500円」を「33,750円」に、「2,250円」を「3,370円」に、「11,250円」を「16,870円」に改め、同項の次に次の1項を加える。

9 自転車競技場

(1) 専用利用の利用料金

区分	基準額			
	9時～12時	12時～15時	15時～18時	時間外（1時間につき）
児童・生徒	2,910円	2,910円	2,910円	970円
一般・学生	4,890円	4,890円	4,890円	1,630円
高齢者	2,910円	2,910円	2,910円	970円

(2) 個人練習の利用料金

区分	基準額			
	9時～12時	12時～15時	15時～18時	時間外（1時間につき）

児童・生徒	120円	120円	120円	40円
一般・学生	240円	240円	240円	80円
高齢者	120円	120円	120円	40円

別表第2の備考1中「9時前」を「自転車競技場については9時前と18時後に施設を利用する場合をいい、自転車競技場以外のスポーツ施設については9時前」に改める。

別表第2の備考に次のように加える。

- 5 屋外照明（奥武山庭球場の屋外照明を除く。）及び照明設備は、専用利用に限り利用料金を徴収する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。

（沖縄県都市公園条例の一部改正）

- 3 沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第1項中「沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例」を「沖縄県スポーツ施設の設置及び管理に関する条例」に改め、同項第2号中「奥武山公園及び奥武山総合運動場指定管理者制度運用委員会」を「奥武山公園及びスポーツ施設指定管理者制度運用委員会」に改める。

沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第46号

沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例

沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 第 1 項の表を次のように改める。

単位	区分	艇長	使用料
使用期間が 1 月未満の 場合 1 区 画 1 日につ き	陸置	5 メートル未満のもの	1, 130円
		5 メートル以上 6 メートル未満のもの	1, 360円
		6 メートル以上 7 メートル未満のもの	1, 590円
		7 メートル以上 8 メートル未満のもの	1, 820円
		8 メートル以上 9 メートル未満のもの	2, 050円
		9 メートル以上10メートル以下のもの	2, 280円
		10メートルを超えるもの	2, 280円に10メートル を超える 1 メートルま でごとに230円を加算 した額
	海上 係留	5 メートル未満のもの	1, 380円
		5 メートル以上 6 メートル未満のもの	1, 650円
		6 メートル以上 7 メートル未満のもの	1, 920円
		7 メートル以上 8 メートル未満のもの	2, 190円
		8 メートル以上 9 メートル未満のもの	2, 460円
		9 メートル以上10メートル以下のもの	2, 730円
		10メートルを超えるもの	2, 730円に10メートル を超える 1 メートルま でごとに270円を加算 した額

使用期間が 1 月以上 1 年未満の場 合 1 区画 1 月につき	陸置	5 メートル未満のもの	22,600円
		5 メートル以上 6 メートル未満のもの	27,200円
		6 メートル以上 7 メートル未満のもの	31,800円
		7 メートル以上 8 メートル未満のもの	36,400円
		8 メートル以上 9 メートル未満のもの	41,000円
		9 メートル以上10メートル以下のもの	45,600円
		10メートルを超えるもの	45,600円に10メートル を超える 1 メートルま でごとに4,600円を加 算した額
	海上 係留	5 メートル未満のもの	27,600円
		5 メートル以上 6 メートル未満のもの	33,000円
		6 メートル以上 7 メートル未満のもの	38,400円
		7 メートル以上 8 メートル未満のもの	43,800円
		8 メートル以上 9 メートル未満のもの	49,200円
		9 メートル以上10メートル以下のもの	54,600円
		10メートルを超えるもの	54,600円に10メートル を超える 1 メートルま でごとに5,400円を加 算した額
使用期間が 1 年の場合 1 区画に つき	陸置	5 メートル未満のもの	県内 189,800円 県外 237,300円
		5 メートル以上 6 メートル未満のもの	県内 228,500円

			県外 285,600円
		6メートル以上7メートル未満のもの	県内 267,100円 県外 333,900円
		7メートル以上8メートル未満のもの	県内 305,800円 県外 382,200円
		8メートル以上9メートル未満のもの	県内 344,400円 県外 430,500円
		9メートル以上10メートル以下のもの	県内 383,000円 県外 478,800円
		10メートルを超えるもの	県内 383,000円に10メートルを超える1メートルまでごとに38,600円を加算した額 県外 478,800円に10メートルを超える1メートルまでごとに48,300円を加算した額
	海上 係留	5メートル未満のもの	県内 231,800円 県外 289,800円
		5メートル以上6メートル未満のもの	県内 277,200円 県外 346,500円
		6メートル以上7メートル未満のもの	県内 322,600円 県外 403,200円
		7メートル以上8メートル未満のもの	県内 367,900円 県外 459,900円
		8メートル以上9メートル未満のもの	県内 413,300円 県外 516,600円
		9メートル以上10メートル以下のもの	県内 458,600円

		県外 573,300円
	10メートルを超えるもの	県内 458,600円に10メートルを超える1メートルまでごとに45,400円を加算した額 県外 573,300円に10メートルを超える1メートルまでごとに56,700円を加算した額

別表第5第2項の表を次のように改める。

単位	艇長	使用料
使用期間が1月未満の場合 1区画1日につき	3メートル未満のもの	420円
	3メートル以上5メートル未満のもの	590円
	5メートル以上のもの	840円
使用期間が1年以上1年未満の場合 1区画1月につき	3メートル未満のもの	4,200円
	3メートル以上5メートル未満のもの	5,900円
	5メートル以上のもの	8,400円
使用期間が1年の場合 1区画につき	3メートル未満のもの	県内 33,600円 県外 42,000円
	3メートル以上5メートル未満のもの	県内 47,200円 県外 59,000円
	5メートル以上のもの	県内 67,200円 県外 84,000円

別表第5第3項の表を次のように改める。

--	--

単位	使用料
使用期間が 1 月未満の場合 1 区画 1 日につき	730円
使用期間が 1 月以上 1 年未満の場合 1 区画 1 月につき	14,600円
使用期間が 1 年の場合 1 区画につき	県内 122,600円 県外 153,300円

別表第 5 第 4 項の表を次のように改める。

単位	艇長	使用料
上架又は 下架 1 回 につき	5 メートル未満のもの	3,520円
	5 メートル以上 6 メートル未満のもの	3,740円
	6 メートル以上 7 メートル未満のもの	3,960円
	7 メートル以上 8 メートル未満のもの	4,180円
	8 メートル以上 9 メートル未満のもの	4,400円
	9 メートル以上 10 メートル未満のもの	4,730円
	10 メートル以上 11 メートル未満のもの	5,060円
	11 メートル以上 12 メートル未満のもの	5,390円
	12 メートル以上 13 メートル未満のもの	6,600円
	13 メートル以上 14 メートル未満のもの	7,810円
	14 メートル以上 15 メートル未満のもの	9,020円
	15 メートル以上 16 メートル未満のもの	10,670円
	16 メートル以上 17 メートル未満のもの	12,320円

	17メートル以上18メートル以下のもの	13,970円
	18メートルを超えるもの	13,970円に18メートルを超える 1 メートルまでごとに2,090円を加算した額

別表第 5 第 5 項の表揚降機使用料の項を削り、同表中

「

船台使用料	ボート用	小型	1 日につき	890円	を
		中型	1 日につき	1,570円	
		大型	1 日につき	1,980円	
	ヨット用	中型	1 日につき	2,530円	
		大型	1 日につき	3,390円	

」

「

船台使用料	ボート用	小型	1 日につき	1,760円	に、
		中型	1 日につき	3,080円	
		大型	1 日につき	3,960円	
		特大型	1 日につき	4,950円	
	ヨット用	中型	1 日につき	4,950円	
		大型	1 日につき	6,710円	

」

「12,650円」を「25,300円」に、「330円」を「660円」に、

「

駐車場使用料	1 台 1 日につき	100円	を
	(1) 一般原動機付自転車、普通自動二輪車及び大型自動二輪車		
	(2) 普通自動車		

」

「

駐車場使用料	一般原動機付自転車、普通自動二輪車及び大型自動二輪車	1台1日につき	100円
	普通自動車	1台1時間につき	300円を超えない範囲内で規則で定める額（使用時間が規則で定める時間を超え24時間までの場合にあつては、1,000円を超えない範囲内で規則で定める額）
		駐車場として占用する場合 1台分1日につき	1,000円
船台置場使用料		1台1日につき	1,130円
		1台1月につき	22,600円
		1台1年につき	237,300円

に、

「220円」を「440円」に、「2,200円」を「4,400円」に、

「

更衣ロッカー及びシャワー使用料	1回につき	160円
給水施設使用料	1基30分につき	160円
給電施設使用料	1基30分につき	200円
給油施設使用料	給油1リットルにつき	9円 (給油実費を除く。)

を

「

シャワー使用料	1回につき	300円
給水施設使用料	1基30分につき	150円
給電施設使用料	1基30分につき	150円
	1基1月につき	14,300円

に改

め、別表第5備考5を同表備考7とし、同表備考4を同表備考6とし、同表備考3を同表備考5とし、同表備考2を同表備考3とし、同表備考3の次に次のように加える。

- 4 「県内」とは使用者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地が県内にある場合をいい、「県外」とは使用者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地が県外にある場合をいう。

別表第5備考1の次に次のように加える。

- 2 「1区画」とは、陸置又は海上係留の用に供するために区画された一の区域をいう。

別表第5備考に次のように加える。

- 8 普通自動車の駐車場の使用時間が24時間を超える場合にあっては、24時間ごとにこの表に掲げる駐車場使用料（普通自動車（駐車場として占用する場合を除く。）に限る。）の額を算出し、これらの額を合算した額とする。

別表第6第1項の表を次のように改める。

単位	区分	艇長	使用料
使用期間が 1月未満の 場合 1区 画1日につ き	陸置	5メートル未満のもの	1,320円
		5メートル以上6メートル未満のもの	1,570円
		6メートル以上7メートル未満のもの	1,820円
		7メートル以上8メートル未満のもの	2,070円
		8メートル以上9メートル未満のもの	2,320円
		9メートル以上10メートル未満のもの	2,570円
		10メートル以上11メートル未満のもの	2,820円
		11メートル以上12メートル未満のもの	3,070円
		12メートル以上13メートル未満のもの	3,320円

		13メートル以上14メートル未満のもの	3,570円
		14メートル以上15メートル以下のもの	3,820円
		15メートルを超えるもの	3,820円に15メートルを超える1メートルまでごとに250円を加算した額
	海上 係留	10メートル未満のもの	3,230円
		10メートル以上11メートル未満のもの	3,540円
		11メートル以上12メートル未満のもの	3,850円
		12メートル以上13メートル未満のもの	4,160円
		13メートル以上14メートル未満のもの	4,470円
		14メートル以上15メートル以下のもの	4,780円
		15メートルを超えるもの	4,780円に15メートルを超える1メートルまでごとに310円を加算した額
	陸置	5メートル未満のもの	26,400円
		5メートル以上6メートル未満のもの	31,400円
		6メートル以上7メートル未満のもの	36,400円
		7メートル以上8メートル未満のもの	41,400円
		8メートル以上9メートル未満のもの	46,400円
		9メートル以上10メートル未満のもの	51,400円
		10メートル以上11メートル未満のもの	56,400円

		11メートル以上12メートル未満のもの	61,400円	
		12メートル以上13メートル未満のもの	66,400円	
		13メートル以上14メートル未満のもの	71,400円	
		14メートル以上15メートル以下のもの	76,400円	
		15メートルを超えるもの	76,400円に15メートルを超える1メートルまでごとに5,000円を加算した額	
	海上 係留	10メートル未満のもの	64,600円	
		10メートル以上11メートル未満のもの	70,800円	
		11メートル以上12メートル未満のもの	77,000円	
		12メートル以上13メートル未満のもの	83,200円	
		13メートル以上14メートル未満のもの	89,400円	
		14メートル以上15メートル以下のもの	95,600円	
		15メートルを超えるもの	95,600円に15メートルを超える1メートルまでごとに6,200円を加算した額	
	使用期間が 1 年の場合 1 区画に つき	陸置	5メートル未満のもの	県内 221,800円 県外 277,200円
			5メートル以上6メートル未満のもの	県内 263,800円 県外 329,700円
			6メートル以上7メートル未満のもの	県内 305,800円 県外 382,200円

		7メートル以上8メートル未満のもの	県内 347,800円 県外 434,700円
		8メートル以上9メートル未満のもの	県内 389,800円 県外 487,200円
		9メートル以上10メートル未満のもの	県内 431,800円 県外 539,700円
		10メートル以上11メートル未満のもの	県内 473,800円 県外 592,200円
		11メートル以上12メートル未満のもの	県内 515,800円 県外 644,700円
		12メートル以上13メートル未満のもの	県内 557,800円 県外 697,200円
		13メートル以上14メートル未満のもの	県内 599,800円 県外 749,700円
		14メートル以上15メートル以下のもの	県内 641,800円 県外 802,200円
		15メートルを超えるもの	県内 641,800円に15メートルを超える1メートルまでごとに42,000円を加算した額 県外 802,200円に15メートルを超える1メートルまでごとに52,500円を加算した額
海上 係留		10メートル未満のもの	県内 542,600円 県外 678,300円
		10メートル以上11メートル未満のもの	県内 594,700円 県外 743,400円

		11メートル以上12メートル未満のもの	県内 646,800円 県外 808,500円
		12メートル以上13メートル未満のもの	県内 698,900円 県外 873,600円
		13メートル以上14メートル未満のもの	県内 751,000円 県外 938,700円
		14メートル以上15メートル以下のもの	県内 803,000円 県外 1,003,800円
		15メートルを超えるもの	県内 803,000円に15メートルを超える1メートルまでごとに52,100円を加算した額 県外 1,003,800円に15メートルを超える1メートルまでごとに65,100円を加算した額

別表第6第2項の表を次のように改める。

単位	艇長	使用料
使用期間が1月未満の場合 1区画1日につき	3メートル未満のもの	490円
	3メートル以上5メートル未満のもの	680円
	5メートル以上のもの	1,000円
使用期間が1年以上1年未満の場合 1区画1月につき	3メートル未満のもの	4,900円
	3メートル以上5メートル未満のもの	6,800円
	5メートル以上のもの	10,000円
使用期間が1年の場合 1区画	3メートル未満のもの	県内 39,200円 県外 49,000円

につき	3メートル以上5メートル未満のもの	県内 54,400円 県外 68,000円
	5メートル以上のもの	県内 80,000円 県外 100,000円

別表第6第3項の表中「440円」を「730円」に、「9,120円」を「14,600円」に、

「

使用期間が1年の場合 1区画につき	95,210円
-------------------	---------

」を

「

使用期間が1年の場合 1区画につき	県内 122,600円 県外 153,300円
-------------------	----------------------------

」に改

める。

別表第6第4項の表を次のように改める。

単位	艇長	使用料
上架又は 下架1回 につき	5メートル未満のもの	3,520円
	5メートル以上6メートル未満のもの	3,740円
	6メートル以上7メートル未満のもの	3,960円
	7メートル以上8メートル未満のもの	4,180円
	8メートル以上9メートル未満のもの	4,400円
	9メートル以上10メートル未満のもの	4,730円
	10メートル以上11メートル未満のもの	5,060円
	11メートル以上12メートル未満のもの	5,390円
	12メートル以上13メートル未満のもの	6,600円

13メートル以上14メートル未満のもの	7,810円
14メートル以上15メートル未満のもの	9,020円
15メートル以上16メートル未満のもの	10,670円
16メートル以上17メートル未満のもの	12,320円
17メートル以上18メートル以下のもの	13,970円
18メートルを超えるもの	13,970円に18メートルを超える 1 メートルまでごとに2,090円を加算した額

別表第 6 第 5 項の表揚降機使用料の項を削り、同表中「1,120円」を「2,200円」に、「1,960円」を「3,960円」に、「2,470円」を「4,950円」に、「1,020円」を「1,650円」に、

「

駐車場使用料	1 台 1 日につき		を
	(1) 一般原動機付自転車、普通自動二輪車及び大型自動二輪車	100円	
	(2) 普通自動車	300円	

」

「

駐車場使用料	一般原動機付自転車、普通自動二輪車及び大型自動二輪車	1 台 1 日につき	100円	に、
	普通自動車	1 台 1 時間につき	300円を超えない範囲内で規則で定める額（使用時間が規則で定める時間を超え24時間までの場合にあつては、1,000円を超えない範囲内で規則で定める額）	
	駐車場として占用する場合	1 台 分 1 日につき	1,000円	

」

「870円」を「1,320円」に、「17,570円」を「26,400円」に、「183,420円」を「277,200円」に、「350円」を「700円」に、「7,120円」を「14,000円」に、「71,290円」を「140,000円」に、「610円」を「1,200円」に、「12,220円」を「24,000円」に、「122,220円」を「240,000円」に、「200円」を「300円」に改め、別表第6備考6を同表備考8とし、同表備考5を同表備考6とし、同表備考6の次に次のように加える。

- 7 普通自動車の駐車場の使用時間が24時間を超える場合にあっては、24時間ごとにこの表に掲げる駐車場使用料（普通自動車（駐車場として占用する場合を除く。）に限る。）の額を算出し、これらの額を合算した額とする。

別表第6備考4を同表備考5とし、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に次のように加える。

- 3 「県内」とは使用者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地が県内にある場合をいい、「県外」とは使用者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地が県外にある場合をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第5及び別表第6の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける使用の許可に係る使用料について適用し、施行日の前日までに受けた使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（使用料の額の特例）

- 3 改正後の別表第5第1項の表の規定にかかわらず、1艇で2区画を使用する船舶の使用に係る使用料の額については、施行日から令和9年3月31日までに受けた使用の許可に係る使用料に限り、同表に掲げる1区画当たりの使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。

沖縄県警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第47号

沖縄県警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例
の一部を改正する条例

沖縄県警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「又は夏服スカート」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年10月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第47号

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年沖縄県規則第84号）の一部を次のように改正する。

第1条を削る。

第2条の前の見出し及び同条から第5条までを削る。

第6条を第1条とし、同条の前に見出しとして「（条例別表第1の規則で定める事務）」を付し、同条中「条例別表第1の5の項」を「沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年沖縄県条例第59号。以下「条例」という。）別表第1の1の項」に、「以下」を「第14条第1号、第15条第1号ア及び第16条において」に改める。

第7条中「別表第1の6の項」を「別表第1の2の項」に改め、同条を第2条とする。

第8条から第10条までを削る。

第11条中「別表第1の10の項」を「別表第1の3の項」に改め、同条を第3条とする。

第12条第1項中「沖縄県私立高等学校等奨学給付金の支給」を「準法定事務を定める命令本則の表第8の項の下欄及び第9の項の下欄に掲げる給付金の給付」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加え、同項第6号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条を第4条とする。

第13条第1号中「沖縄県私立高等学校等学び直し支援金の支給」を「準法定事務を定める命令本則の表第7の項の下欄第1号に掲げる高等学校等学び直し支援金に係る受給資格の認定」に改め、同号ア中「高等学校等就学支援金」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する就学支援金（以下「高等学校等就学支援金」という。）」に改め、同条第2号中「沖縄県私立高等学校等学び直し支援金」を「準法定事務を定める命令本則の表第7の項の下欄第2号に掲げる高等学校等学び直し支援金」に改め、「保護者等の」を削り、同条を第5条とする。

第14条第1号中「であった者」の次に「（次条及び第14条において「要保護者等」という。）」を加え、同条を第6条とする。

第15条第1号中「生活保護法第19条第1項の規定に準じて外国人に対し行う保護の実施に関する」を「準法定事務を定める命令本則の表第1の項の下欄第1号に掲げる」に改め、同号ア中「生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者（以下この号において「要保護者等」という。）」を「要保護者等」に改め、同条第2号中「生活保護法」の前に「準法定事務を定める命令本則の表第1の項の下欄第2号に掲げる」を加え、「外国人に対し」を削り、同条第3号中「生活保護法第25条第1項の規定に準じて外国人に対し行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて外国人に対し行う職権による保護の変更に関する」を「準法定事務を定める命令本則の表第1の項の下欄第3号に掲げる」に改め、同条第4号中「生活保護法第26条の規定に準じて外国人に対し行う保護の停止又は廃止に関する」を「準法定事務を定める命令本則の表第1の項の下欄第4号に掲げる」に改め、同条第5号中「生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて外国人に対し行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する」を「準法定事務を定める命令本則の表第1の項の下欄第10号に掲げる」に改め、同条を第7条とする。

第16条を第8条とし、第17条を第9条とし、第18条を第10条とする。

第19条第1号中「沖縄県高等学校等学び直し支援金の支給」を「準法定事務を定める命令本則の表第7の項の下欄第1号に掲げる高等学校等学び直し支援金に係る受給資格の認定」に改め、同条第2号中「沖縄県高等学校等学び直し支援金」を「準法定事務を定める命令本則の表第7の項の下欄第2号に掲げる高等学校等学び直し支援金」に改め、「保護者等の」を削り、同条を第11条とする。

第20条第1号イ中「沖縄県高等学校等学び直し支援金」を「準法定事務を定める命令本則の表第7の項の下欄各号列記以外の部分に規定する高等学校等学び直し支援金」に改め、同号ウ中「専攻科修学支援金」を「準法定事務を定める命令本則の表第11の項の下欄各号列記部分に規定する高等学校等専攻科修学支援金」に改め、同条を第12条とする。

第21条第1号中「沖縄県私立高等学校等学び直し支援金の支給」を「準法定事務を定める命令本則の表第7の項の下欄第1号に掲げる高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定」に改め、同条第2号中「沖縄県私立高等学校等学び直し支援金」を「準法定事務を定める命令本則の表第7の項の下欄第2号に掲げる高等学校等学び直し支援金」に改め、「保護者等の」を削り、同条を第13条とする。

第22条第1号中「生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者」を「要保護者等」に改め、同条を第14条とする。

第23条第1号中「生活保護法第19条第1項の規定に準じて外国人に対し行う保護の実施に関する」を「準法定事務を定める命令本則の表第1の項の下欄第1号に掲げる」に改め、同号ア中「生活保護法」の前に「生活に困窮する外国人であって」を加え、「外国人（」を「者に準ずる者（」に、「外国人要保護者等」を「要保護者等に準ずる者」に改め、同号イ及びウ中「外国人要保護者等」を「要保護者等に準ずる者」に改め、同条第2号中「生活保護法」の前に「準法定事務を定める命令本則の表第1の項の下欄第2号に掲げる」を加え、「外国人に対し」を削り、同条第3号中「生活保護法第25条第1項の規定に準じて外国人に対し行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて外国人に対し行う職権による保護の変更に関する」を「準法定事務を定める命令本則の表第1の項の下欄第3号に掲げる」に改め、同条第4号中「生活保護法第26条の規定に準じて外国人に対し行う保護の停止又は廃止に関する」を「準法定事務を定める命令本則の表第1の項の下欄第4号に掲げる」に改め、同条第5号中「生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて外国人に対し行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する」を「準法定事務を定める命令本則の表第1の項の下欄第10号に掲げる」に改め、同条を第15条とする。

第24条を第16条とする。

第25条中「沖縄県高等学校等奨学給付金の支給」を「準法定事務を定める命令本則の表第8の項の下欄及び第9の項の下欄に掲げる給付金の給付」に改め、同条を第17条とする。

第26条第1号中「沖縄県高等学校等学び直し支援金の支給」を「準法定事務を定める命令本則の表第7の項の下欄第1号に掲げる高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定」に改め、同条第2号中「沖縄県高等学校等学び直し支援金」を「準法定事務を定める命令本則の表第7の項の下欄第2号に掲げる高等学校等学び直し支援金」に改め、「保護者等の」を削り、同条を第18条とする。

第27条第1号中「専攻科修学支援金の支給」を「準法定事務を定める命令本則の表第11の項の下欄第1号

に掲げる高等学校等専攻科修学支援金の受給資格の認定」に改め、同条第 2 号中「専攻科修学支援金」を「準法定事務を定める命令本則の表第11の項の下欄第 2 号に掲げる高等学校等専攻科修学支援金」に改め、「保護者等の」を削り、同条を第19条とする。

第28条を第20条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和 7 年10月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第48号

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部改正)

第 1 条 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 奥武山公園及び奥武山総合運動場指定管理者制度運用委員会委員の項中「奥武山公園及び奥武山総合運動場指定管理者制度運用委員会委員」を「奥武山公園及びスポーツ施設指定管理者制度運用委員会委員」に改める。

(沖縄県行政組織規則の一部改正)

第 2 条 沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第81条第 6 号中「県立奥武山総合運動場」を「沖縄県スポーツ施設」に改める。

第241条第 2 号の表奥武山公園及び奥武山総合運動場指定管理者制度運用委員会の項中「奥武山公園及び奥武山総合運動場指定管理者制度運用委員会」を「奥武山公園及びスポーツ施設指定管理者制度運用委員会」に、「奥武山総合運動場（）」を「沖縄県スポーツ施設（）」に、「奥武山公園施設」を「奥武山公園施設等」に、「スポーツ推進課」を「スポーツ振興課」に改める。

(沖縄県都市公園条例施行規則の一部改正)

第 3 条 沖縄県都市公園条例施行規則（昭和53年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第13条第 1 項及び第10項中「奥武山公園及び奥武山総合運動場指定管理者制度運用委員会」を「奥武山公園及びスポーツ施設指定管理者制度運用委員会」に改める。

(沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 4 条 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成23年沖縄県規則第37号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県スポーツ施設の設置及び管理に関する条例施行規則

第 1 条中「沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例」を「沖縄県スポーツ施設の設置及び管理に関する条例」に改める。

第 3 条第 1 号中「奥武山総合運動場の体育施設（以下「体育施設」を「沖縄県スポーツ施設のスポーツ施設（以下「スポーツ施設」に改め、同条第 3 号中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

別記様式中「奥武山総合運動場の体育施設」を「沖縄県スポーツ施設のスポーツ施設」に、「沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例」を「沖縄県スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）」に改める。

(琉球歴史文化の日に納めることを要しない使用料等を定める規則の一部改正)

第 5 条 琉球歴史文化の日に納めることを要しない使用料等を定める規則（令和 3 年沖縄県規則第79号）の一部を次のように改正する。

表奥武山総合運動場の項中

奥武山総合運動場

を

沖縄県スポーツ施設

に、「沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例」を「沖縄県スポーツ施設の設置及び管理に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年10月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第49号

沖縄県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県港湾管理条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第142号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項中「させようとする」を「させる」に改める。

第20条を第23条とし、第19条を第22条とし、第18条の次に次の 3 条を加える。

（マリーナ駐車場の利用の方法）

第19条 宜野湾港マリーナ及び与那原マリーナの駐車場（以下この条から第21条までにおいて「マリーナ駐車場」という。）に普通自動車を駐車させようとする者は、マリーナ駐車場に入場する際に、駐車券の発行を受けなければならない。

2 前項の駐車券の発行を受けた者は、条例第24条の規定により読み替えて適用される条例第 7 条の規定による使用の許可を受けたものとみなす。

3 マリーナ駐車場から普通自動車を出場させる者は、第 1 項の駐車券を駐車料金精算機に挿入し、又は指定管理者に提示し、マリーナ駐車場の使用料を納付しなければならない。

（マリーナ駐車場の使用料）

第20条 条例別表第 5 第 5 項の表に規定する300円を超えない範囲内で規則で定める額は200円とし、同表に規定する規則で定める時間は 2 時間とし、同表に規定する1,000円を超えない範囲内で規則で定める額は600円とする。

2 条例別表第 6 第 5 項の表に規定する300円を超えない範囲内で規則で定める額は200円とし、同表に規定する規則で定める時間は 2 時間とし、同表に規定する1,000円を超えない範囲内で規則で定める額は600円とする。

（マリーナ駐車場の駐車券の紛失）

第21条 マリーナ駐車場に普通自動車を駐車させている者が駐車券を紛失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出て指示を受けなければならない。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地 1